

# 長崎県立大学大学院地域創生研究科学位審査細則

〔 令和2年7月1日  
細則第24号 〕

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、長崎県立大学学位規程（平成20年規程第74号。以下「学位規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、長崎県立大学大学院地域創生研究科（以下「本研究科」という。）における学位論文の審査の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 修士課程修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第2条 学位規程第3条第2項の規定による課程修了の認定のために学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。以下「論文」という。）の審査を受けようとする者（以下「修士課程修了予定者」という。）は、修士課程に1年以上在学し、本研究科履修規程（令和元年規程第2号）第2条に規定する単位（以下「所定の単位」という。）を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。

(論文提出の時期)

第3条 論文は、在学中に提出するものとし、その提出の時期は、修士課程修了年次の指定した期間とする。  
2 前項の規定にかかわらず、長崎県立大学大学院学則（平成20年規則第2号。以下「大学院学則」という。）第37条第1項の規定により課程修了の認定を受けるため論文を提出しようとする者の論文提出の時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

第4条 修士課程修了予定者は、次に掲げる書類を学長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（様式第1号） 1部
  - (2) 論文 3部
  - (3) 論文内容の要旨 3部
- 2 前項第2号の論文は、原則として和文又は英文によるものとし、修士課程修了予定者の単独著作とする。
- 3 第1項第3号の論文内容の要旨は、和文又は英文によるものとする。ただし、英文の場合にあっては、和文訳を添付しなければならない。

(学位審査委員)

第5条 学位審査委員は、主査1名及び副査2名とする。ただし、必要があると認められるときは、学位審査委員の数を増やすことができる。

(論文の審査及び最終試験)

第6条 前条の規定により選出された学位審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を論文審査の要旨及び最終試験の結果報告（様式第2号）により、専攻教授会に報告しなければならない。  
2 前項の最終試験は、論文を中心とし、日本語又は英語による口頭又は筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第7条 専攻教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了及び学位授与の可否について学長に意見を述べるものとする。

2 専攻長は、前項の意見について、文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位授与の期日)

第8条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた者に対する学位授与の期日は、当該学期の末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第37条第1項の規定により在学期間を短縮されることとなる者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

### 第3章 雑則

(補則)

第9条 この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

長崎県立大学長 様

令和 年 月 日入学  
長崎県立大学大学院  
地域創生研究科  
〇〇専攻 〇〇コース  
氏名

印

学 位 論 文 審 査 願

私こと、長崎県立大学大学院地域創生研究科修士課程修了の認定をいただくため、長崎県立大学学位規程に基づき関係書類を添え、次のとおり学位論文を提出しますので、審査くださるようお願いいたします。

学位論文	3部
論文内容の要旨	3部

